

第19回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成16年9月10日(金) 14時00分～15時00分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委員) 栗林会長、桐村委員、田中委員、田辺委員、川戸委員

(防衛庁) 松本人事第一課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

会 長 只今より第19回自衛隊員倫理審査会を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集頂き、誠にありがとうございます。

本日の議題に入る前に、前回の会合でもご紹介いたしましたが、4月1日付けで、(株)東京放送の川戸恵子氏が当審査会の委員に任命されましたので、改めてご紹介させていただきます。

(2) 第18回自衛隊員倫理審査会議事録について

会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。一番目は第18回自衛隊員倫理審査会議事録について説明頂きまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課サービス企画室長 第18回の自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、第17回自衛隊員倫理審査会議事録の審査、平成15年度第4四半期の贈与等報告書、平成15年所得等報告書及び株取引等報告書の審査、最後に議題等の議決でございます。

会 長 それでは「第18回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議します。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

会 長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

(3) 贈与等報告書の審査について

会 長 続いて二番目の議題、平成16年度第1四半期の贈与等報告書の審査を行います。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出した平成16年度第1四半期の贈与等報告書について、当審査会が審査を行うものであります。それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課サービス企画室長 それでは、平成16年度第1四半期の贈与等報告書についてご説明させていただきます。お手元にごございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。この資料に従って全体の状況をご説明させていただきます。

前年度同期平成15年度第1四半期と比較しますと、前年度が253件、今年度が246件で7件

の減少ですが、前年同期とほぼ同じであり、倫理法施行以降2番目に多い件数となっています。前年同期との相違点は、金銭・物品等の贈与関係が前年同期より全て増加、逆に、報酬関係が前年同期より全て減少しています。

組織別の傾向としましては、防衛研究所が26件で、昨年同期の49件から23件減少しています。その他の機関は、若干の増減はありますが、前年同期とほぼ同数です。

組織として多いところは、陸上自衛隊の126件、防衛研究所の26件となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございます。

前回の審査会でご要望がありました贈与等報告者の人数につきまして、席上に資料を配布してありますのでご覧いただきたいと思っております。

機関別贈与等報告件数の資料をご覧いただきたいと思っております。平成15年度分と16年度第1四半期の機関別の報告件数と報告者の人数でございまして、今回の報告分で見れば、246件に対して178名の隊員が報告書を提出しているという状況です。

また、贈与等の報告義務者数の資料をご覧いただきたいのですが、倫理法第2条で規定しています贈与等報告書の提出義務がある部員級以上の自衛隊員について、俸給表別に現員を記載してあります。自衛官、事務官等を合わせまして18,900名で、全隊員の占める割合の約7.2%の隊員が贈与等報告義務があり、いわゆる潜在的報告義務者ということで、前回の会合でご要望がございましたので、この機会にご説明させていただきます。

それでは、平成16年度第1四半期の贈与等報告書について個別にご説明させていただきます。

まず賞金の贈与でございます。

1番から15番は、部内の私的サークル誌が発行する機関誌に懸賞論文を応募したものが優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

16番から19番は、同じく部内の私的サークル誌が発行する機関誌に写真作品を応募したものが優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

20番から27番は、同じく部内の私的サークル誌が発行する機関誌への寄稿記事が、優秀記事として表彰され、副賞として賞金を受領したものです。

次に有価証券の贈与でございます。

28番から37番は、須賀市の外郭団体が主催しますコンサートへの招待券を横須賀市から贈与されたものでございます。

次に物品の贈与でございます。

38番から45番は、人事異動した隊員が、事業者から漆塗りの箱の付属品付きの電報を受け取ったものでございます。

次に著述に対する謝礼でございます。

46番から61番は、部外の私的サークルが発行しています研究誌への原稿執筆

62番から128番は、部内の私的サークルが発行しています機関誌への原稿執筆

129番から135番は、防衛庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

136番から138番は、各種法人が発行する機関誌への原稿執筆

139番から167番は、新聞社又は通信社からの依頼による原稿執筆

168番から176番は、出版社からの依頼による原稿執筆

177番から181番は、学会又は大学等の学会誌等への原稿執筆

次に著述による印税でございます。

182番から187番は、それぞれ出版された書籍の印税でございます。

次に講演に対する謝礼でございます。

188番から194番は、官庁等からの依頼による講演

195番から207番は、各種法人からの依頼による講演

208番から211番は、新聞社からの依頼による講演

212番から218番は、自衛隊協力団体等からの依頼による講演

219番、220番は、大学からの依頼による講演

221番から231番は、医療関係の学会、企業、医師会等からの依頼による講演

232番から243番は、防衛関係企業、研究所、親睦団体、その他団体等からの依頼による講演

次にテレビ出演に対する謝礼でございます。

244番、245番は、報道機関からの依頼によるテレビ出演に対する謝礼

最後の246番は、医師会からの依頼による講演でございます。

なお、この246番の贈与等報告書につきましては、報酬の支払日が本年1月であり、平成15年度第4四半期分でご報告しなければならないものですが、贈与等報告書の提出を受けた機関の事務担当者が人事第一課への贈与等報告書の送付を失念してしまい、報告書の未提出であったことに気が付いたのが6月であったことから、既に報告書の提出期限が過ぎてしまっていたものであります。このため、平成16年度第1四半期分と合わせてご報告させていただくことと致しました。

本件につきましては、機関の事務担当者に対しまして、報告書提出時点において厳重に注意するとともに、再発防止について徹底するように指導するなど、必要な措置を講じているということをご理解頂きたいと思っております。

平成16年度第1四半期の贈与等報告書の説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。前回の会合の時に委員から自衛隊の各種の機関誌についての調査をお願いしていた件につきましてご説明をお願いします。

人事第一課服務企画室長 自衛隊の私的サークルが発行する各種機関誌についてご説明いたします。

「陸戦研究」は、我が国における軍事学の進歩・発展に寄与することを目的に、主として陸上作戦に関する研究論文等を紹介するために発行しており、会員は、陸、海、空の幹部自衛官、幹部事務官等、OB等であり、発行部数は7,700部となっています。

「修親」は、会員相互の親睦を図り、陸上自衛隊の幹部としての連帯感及び相互の信頼感を強化することを目的に、会員相互の親睦及び修養のために発行しており、会員は、陸上自衛隊の幹部自衛官、准陸尉、幹部配置にある事務官等であり、発行部数は32,000部となっています。

「武器兵站」は、武器運用、武器業務に関する教育訓練の参考資料、武器に関する知識の普及に努めるとともに、武器科隊員相互の勉学研究と意見交換の場とするために発行しており、会員は、主として武器科職種の陸上自衛官、武器業務に携わる事務官等であり、発行部数は1,600部となっています。

「対空」は、対空部隊に勤務する隊員の識能の向上を図るとともに、相互の情報の交換及び親睦融和に寄与することを目的に発行しており、会員は、主として陸上自衛隊の対空部隊に勤務する自衛官であり、発行部数は5,100部となっています。

「通信電子」は、会員相互の教養の向上、親和団結及び相互扶助を図ることを目的に発行しており、会員は、陸上自衛隊久里浜駐屯地に所属する主として通信科職種の自衛官及び通信業務に携わる事務官等であり、発行部数は3,400部となっています。

「富士」は、会員相互の団結と親和を図ることを目的に、主として、初・中級幹部、准・曹の普通科・特科・機甲科に関する教育訓練、研究等の参考に資するために発行しており、会員は、陸上自衛隊富士駐屯地所在部隊に所属する幹部自衛官及び幹部事務官等であり、発行部数は9,200部となっています。

「波涛」は、戦略、戦術、ロジスティック、統率、戦史、作戦要務等、広い分野にわたり会員の兵術素養及びこれに関連する一般素養の向上に寄与することを目的として発行しており、会員は、海上自衛隊の幹部自衛官、幹部事務官等及びOBであり、発行部数は21,000部となっています。

「鵬友」は、航空自衛官の資質及び素養の向上、文化活動等の推進及び後援会活動の支援並びに会員の慶弔等のほか、航空自衛隊幹部の識能の向上に資するため、内外の軍事研究論文等の紹介を行い、相互啓発の場とするために発行しており、会員は、航空自衛隊の幹部自衛官及び幹部事務官等であり、発行部数は27,000部となっています。

自衛隊の私的サークルが発行する機関誌の概略につきましては以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、ただ今説明がありました贈与等報告書につきまして審査に入らせていただきたいと思います。今回の246件の報告書並びに事務局で調べていただいたことなども合わせて、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

委員 226番と227番の製薬会社からの依頼による講演なのですが、226番は利害関係がなく、227番は利害関係があるというのは、226番は契約をしていないということでしょうか。

事務局 226番の陸上自衛隊の衛生学校は、学生に対する教育を主に行なっており、薬剤の購入等の契約を行っていませんので、製薬会社との利害関係は生じません。他方、227番の防衛医大の教官につきましては、医局で医薬品の調達要求を行っておりますので、製薬会社は利害関係者ということになります。

委員 先程いくつかの自衛隊の私的サークルの機関誌を見せていただきまして、公費調達がいずれもなしということでしたが、内容を見ると自衛官の方々がどのような考え方でどのような勤務をしているとか色々と貴重な情報が相当入っているように思えるのですけれど、何も沢山の部数を購入する必要はないと思いますが、必要な部数を若干なりとも公費で購入する必要はあるのではないかという気もするのですが、その辺りはどうなのかということが一つ目の質問です。もう一つは、これらの機関誌は、多分市販されているものではないだろうと思うのですが、一般の人たち、一般といいますが、別段、一般人を予定して発行しているものではないと思いますけれども、一般人も入手することは可能であるのかどうかということで、内容に関して軍事機密に属するようなことは多分ないだろうと思いますけれど、そのような関係はどうなっているのか、これは、倫理審査会と直接関係ありませんけれど、お分かりならば参考に教えていただければと思います。

人事第一課長 最初のご質問の機関誌を公費で購入してもよいのではないかとのご意見でございますが、各種の機関誌の発行の目的が、会員相互の親睦を図ることと、会員が論文を書いたり、それを会員が読んで資質向上に役立てるという趣旨、目的からすると、公費で購入するというのは如何なものかと思うのですが。

陸上幕僚監部人事計画課長 二番目のご質問でございますが、例えば「修親」であれば32,000部発行されているのですが、隊員が投稿するときには、各部隊長に保全上の許可を得ます。次に、チェックを受けた原稿は、刊行事務局の刊行委員のところでも更にチェックを受けて問題がなければ掲載されることとなります。したがって、二つのチェックを受けますので、保全上問題があるものであれば掲載はされないということになります。

委員 市販はされているのですか。

陸上幕僚監部人事計画課長 市販していません。会員だけです。

委員 二番目のお答えはよく分かりました。最初の質問なのですが、別段、沢山の部数を購入することをお勧めしているのではなくて、防衛庁にも図書室などがあるでしょうから、そういった場所に一式揃えておくのもよいのではないかという程度の趣旨で申し上げたものです。

委員 隊員の皆さんも色々と参考になることがあるでしょうから、図書館などに置いておくというのは賛成です。

人事第一課長 私的サークルの機関誌でありますので、市販されているものではありませんし、対外的なPRを目的に作成されているものではありませんので、それぞれの発行元で図書館等に寄附するかしないかのご判断になると思いますし、防衛庁として何らかの措置を講ずるような性格のものではないと思います。

委員 贈与等報告書の報告者と報告件数との関係なのですが、18,900名の隊員が報告義務を負っているということで、今回は全体の約1%の隊員が贈与等の報告をされているのですが、人数としてはこの程度のものなのでしょうか。

人事第一課サービス企画室長 この程度だと思います。

会長 全体像が見えなかったものですから、前回の会合の時に潜在的報告義務者を調べていただきたいということで調べていただいたわけですね。

委員 一般職の方はどうなのでしょう。

事務局 報告の総数は分かるのですが、潜在的報告義務者数を国家公務員倫理審査会で把握しているかどうかは承知していません。

会長 防衛庁の場合は全体の約1%の隊員が報告をしているということですね。一般職との総数の比較はできるのでしょうか。

事務局 一般職の総数について今お答えはできないのですが、防衛庁の総数より二桁くらい多かったと思います。各省の個別の件数については承知していません。

会長 一見したところ、教育職、研究職の報告が少ないような感じがしますね。

事務局 もともと教育職、研究職の報告の対象となる人数が少ないからだと思います。

会長 一般職のパーセンテージが分かるのであれば、参考のため次回の会合の時にお知らせいただければと思います。

委員 教育職、研究職は、色々な成果についてこのような媒体を通してではなくて、部内で成果を皆さんに知らせたりするというシステムが他にあるのではないのですか。

人事第一課サービス企画室長 ご質問についてお答えできないのですが、先程事務局から申し上げましたように、教育職、研究職の報告の対象となる人数が非常に少ないというのが大きな理由だと思います。

委員 わかりました、結構です。

会長 その他にご質問はありますか。ないようですので、平成16年第2四半期の贈与等報告書の審査は以上とします。

(4) 自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び講じた施策に関する国会への報告について

会長 引き続きまして、三番目の議題「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」についてです。

本報告書は、自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について内閣が国会へ報告するものであります。これは当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要があります。

それでは、説明をお願いします。

人事第一課服務企画室長 本報告書は、倫理法第4条の規定に基づき、平成15年度の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策についてまとめ、内閣が国会に報告するもので、今回が4回目の報告となります。この報告書は、まだ案の段階でございますが、今月の17日(金)に国会に報告を予定しているものであります。一般職についても同様に、17日(金)に総務省が報告を行う予定となっております。

それでは、概要をもとに説明させていただきます。

報告書の内容は、昨年までの報告書と同様となっております。各種報告書の件数、許可等の状況、懲戒処分等の状況、政令等の制定又は改廃の状況、自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の醸成・保持等のための施策となっております。

各種報告書の提出件数は、贈与等報告書が848件、株取引等報告書が1件、所得等報告書が108件となっております。

隊員が利害関係者と共に飲食を共にする場合の倫理監督官の許可等の状況は、平成15年度の倫理監督官への許可申請は51件であり、51件全てが許可されております。

また、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合の平成15年度の倫理監督官への承認申請は134件であり、132件が承認されております。不承認とされた2件につきましては、防衛医科大学校の医師からの申請であったものですが、2件とも私的な付き合いの医師が集まって勉強会を行うものであり、主催が製薬会社であって、医師会や学会が関与しておらず、また、会則が無いことや、勉強会の事務局が、主催する製薬会社内に置かれているなど、不透明な部分が多々あったため、利害関係者との関係に疑念や不信を招くおそれがあると防衛医科大学校長が判断したことから、不許可としたものです。

懲戒処分等の状況は、平成15年度における倫理法令違反行為に当たる事案はありませんでした。

平成15年度の政令等の制定又は改廃につきましては、自衛隊員倫理規程の一部改正を1件行いました。改正の概要は、証券取引法の一部改正により倫理規程において引用している証券取引法の規定に頂ずれが生じることに伴う規定の整理を行ったものです。

なお、この改正につきましては、本年6月に国会に報告しています。

自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の醸成・保持等のための施策ですが、倫理審査会が行った施策として、「自衛隊員倫理教本(平成15年度改訂版)」の作成・配布、防衛庁として行った施策として、平成15年度の研修において、カリキュラムの充実を図りました。また、部内の各機関が行った施策として、倫理法の周知徹底等、研修における倫理講座の設定・充実等を行いました。

本報告書の説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは只今の報告につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願い致します。

委員 利害関係者との飲食関係なのですが、平成14年度は404件で、平成15年度は51件と大幅に減少しているのは何故でしょうか。

事務局 利害関係者との飲食の許可件数が大幅に減少している理由は、平成14年12月に倫理監督官等の許可が不要な場合の簡素な飲食の定義を従来の2～3千円から、出席する職員の職位や出席者の顔ぶれなどによっては1万円程度までと解釈を拡大したことから、平成15年度は飲食の許可件数が減少したものです。

委員 報告書の概要中に、「贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書については、自衛隊員倫理審査会が審査した結果、国民の疑惑等を招くようなものはなかった。」と書いてありまして、なかったことは事実なのでそれは結構なのですが、少し復習させていただきたいのですが、本日も贈与等報告書の審査を行ったわけですが、自衛隊員倫理法第11条第1項第2号で、審査会は「各種報告書の審査を行うこと」と書いてありまして、これによって贈与等各種報告書の審査を行っているのですが、その結果について国民の疑惑等を招くようなものがあった場合に、倫理法上どのような処置をすることとなっているのか、つまり、国民の疑惑等を招くとか招かないとかいう言葉が法律上あったのかなかったのか、たぶん無いのだろうと思うのですが、審査の結果の後始末はどうなるのか念のため勉強させていただければと思います。

事務局 倫理法第1条で「職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図る」という目的があって、仮に国民の疑惑や不信を招くようなものがあれば、倫理法違反ということで懲戒処分を行うこととなります。

委員 もう少し説明があればと思いましたが、とりあえず分かりました。急な質問でお答えしづらかったのかもしれませんが、次回の会合の時でも結構ですので、補足説明があれば次回にでもお聞かせいただければと思います。

会長 その他にご質問はありますか、ないようでしたら国会報告につきましては以上と致します。

(5) 自衛隊員倫理規程の一部改正について

会長 次に、四番目の議題「自衛隊員倫理規程の一部改正」についてです。

今回の改正は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い自衛隊員倫理規程の一部を改正するものです。

それでは、説明をお願いします。

人事第一課服務企画室長 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、自衛隊員倫理法第7条第1項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改められ施行されるため、これに関連し、自衛隊員倫理規程 別記第二様式(注)(二)について、自衛隊員倫理法と同様に所要の改正を行うものです。

なお、今般の自衛隊員倫理規程の一部改正は、金融庁主管の整備政令において他の関係政令と一括して改正される予定であり、また、自衛隊員倫理規程と同様の規定がある国家公務員倫理規程についても、同様の改正が行われ、10月1日に施行される予定です。

倫理規程の一部改正の説明は以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、倫理規程の一部改正について、ご質問、ご意見を頂きたいと思っております。

会 長 ご質問等がないようですので、自衛隊員倫理規程の一部改正については以上とします。

(6) 議題の議決等について

会 長 それでは、本日審議されました「第18回自衛隊員倫理審査会議事録」、「贈与等報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きたいと思います。

会 長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。